

告示

埼玉県告示第二百二十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条第二項の規定により産業廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和五年二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
株式会社シタラ興産
埼玉県深谷市折之口千七百八十八番地一
代表取締役 設樂竜也
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
埼玉県深谷市上野台字松原千四百五十番十五外二筆
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号、五号、八号及び十三号の二に規定する焼却施設
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
イ 産業廃棄物
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及びゴムくず
ロ 特別管理産業廃棄物
廃油、廃酸、廃アルカリ及び感染性産業廃棄物
- 五 申請年月日
令和四年十一月十五日
- 六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所		縦覧時間	
埼玉県環境部産業廃棄物指導課		午前九時から午後四時三十分まで	
埼玉県北部環境管理事務所		午前九時から午後四時三十分まで	
深谷市環境課		午前九時から午後四時三十分まで	

熊谷市環境政策課	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市役所本庁舎情報公開センター	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市大里行政センター	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市妻沼行政センター	午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市三尻公民館	午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和五年三月一日から同年三月三十一日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和五年三月一日から同年四月十四日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること。

ロ 持参又は郵送（令和五年四月十四日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇―〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）